

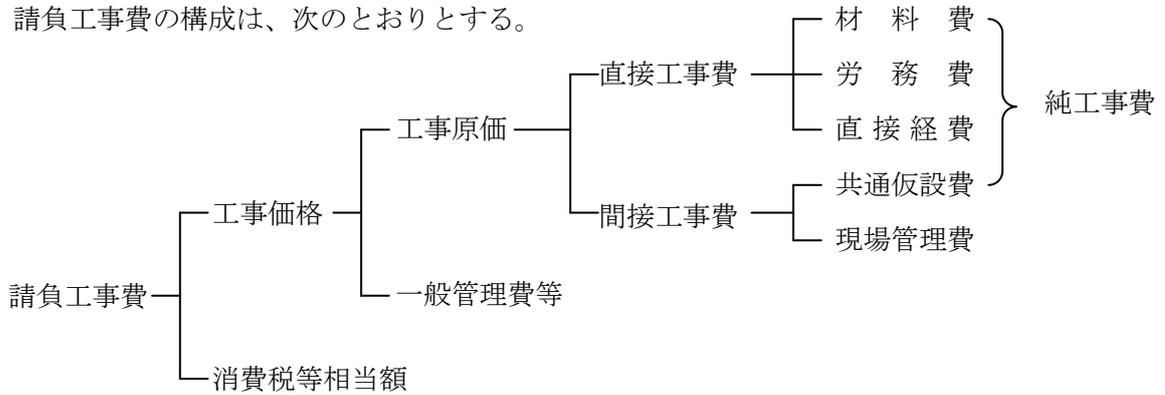
# I 積算資料編

## 第1章 請負工事積算概要

### 第1. 請負工事の工事費構成

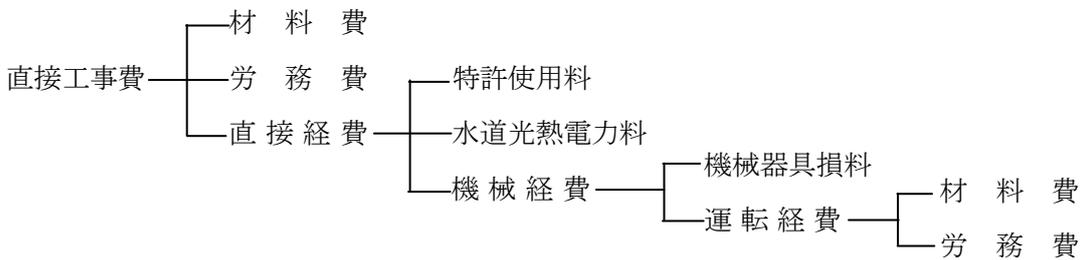
#### 1. 請負工事費

請負工事費の構成は、次のとおりとする。



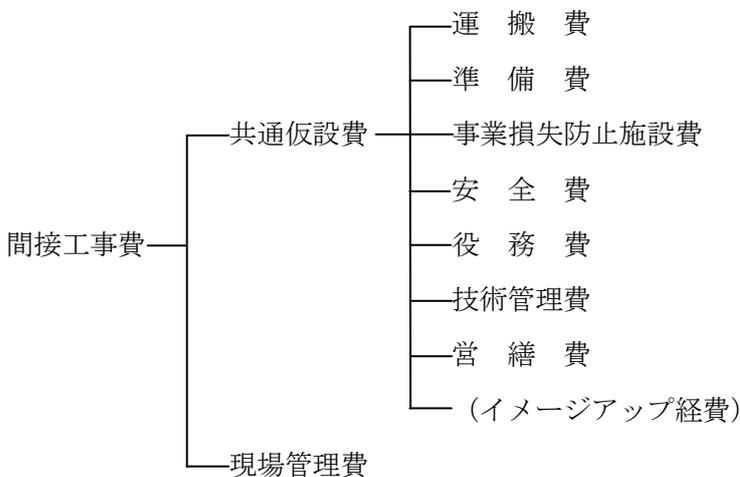
#### 2. 直接工事費

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算するものとする。



#### 3. 間接工事費

間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものとする。



(1) 共通仮設費

共通仮設費の積算は、所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。

(2) 現場管理費

「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 I-1-②請負工事の工事費構成1 工事費の基本構成1-2 (2) 3)」によるものとする。

**4. 一般管理費等**

「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 I-1-②請負工事の工事費構成1 工事費の基本構成1-2 (3)」によるものとする。

**5. 消費税等相当額**

「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 I-1-②請負工事の工事費構成1 工事費の基本構成1-2 (4)」によるものとする。

## 第2. 工事費の積算

### 1. 直接工事費

#### 1. 材料費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

##### (1) 数量

「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 I-2-①直接工事費1材料費(1)」によるものとする。

##### (2) 価格

「主要資材単価」については、諸種の物価本(上半期は「建設物価」及び「積算資料」の3月号、下半期は10月号に記載された価格の安価の方)、見積書(原則として3社以上)、本市独自調査価格を原則とし、事業実施の時期、地域特性等を勘案して適正な単価を決定して使用することとする。

詳細については、第4. 資材単価によるものとする。

#### 2. 労務費

「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 I-2-①直接工事費2労務費(1)、(2)」によるものとする。

#### 3. 直接経費

「平成28年度水道事業実務必携 第一編1-2-1-3 直接経費」によるものとする。

#### 4. 施工パッケージ

施工パッケージの適用に当たっては、この基準並びに「施工パッケージ型積算基準」(国土交通省ホームページ掲載)によるもののほか、次に掲げるとおりとする。

##### (1) 標準単価及び機労材構成比

標準単価及び機労材構成比は「施工パッケージ型積算方式標準単価表(毎年4月改訂、以下「標準単価表という。)」(国土技術政策総合研究所ホームページ掲載)を使用し、単価改訂時期ごとに次の年版を適用する。

前期改訂(5月1日):前年度4月適用分の標準単価表

後期改訂(11月1日):当該年度4月適用分の標準単価表

ただし、上記標準単価表が年度途中において臨時に改訂されたときは、その適用開始について別途検討を行う。

##### (2) 適用単価

ア. 大阪単価については、上述(1. 材料費～3. 直接経費)のとおりとする。

イ. 東京単価については、標準単価表と同年版の基準年月(前年4月)における価格を適用する。そのうち、材料単価については、諸種の物価本に掲載されている価格の平均値とし、単価の有効桁は「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書

I-2-②直接工事費1材料費(2)」によるものとする。

(例1)平成29年5月1日に適用する価格

標準単価：平成28年4月適用分(基準年月は平成27年4月)

大阪単価：平成29年前期改訂分

東京単価：平成28年4月適用分(基準年月は平成27年4月)

(例2)平成29年11月1日に適用する価格

標準単価：平成29年4月適用分(基準年月は平成28年4月)

大阪単価：平成29年後期改訂分

東京単価：平成29年4月適用分(基準年月は平成28年4月)

(3) 積算単価の有効数字

積算単価の有効数字は4桁とし、5桁目以降切り上げる。なお、標準単価から積算単価への補正計算の途中において、端数処理は行わないこととする。

## 5. 諸雑費及び端数処理

(1) 諸 雑 費

「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 I-2-①直接工事費4 諸雑費及び端数処理(1)」によるものとする。

(2) 端 数 処 理

ア. 単価表及び内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

イ. 諸雑費を計上しない場合における単価表の単位数量当り単価については、有効数字4桁(5桁目以降切捨て)とする。ただし、算出結果が小数第2位以下となる場合は、小数第2位(小数第3位以降切捨て)までとする。

ウ. 歩掛における計算結果の端数処理については、各々の定めのある場合を除き、小数点以下第4位を四捨五入し、3位までとする。

エ. 共通仮設費の率計上の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

オ. 現場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

カ. 工事価格は、10,000円単位(工事価格が1,000万円未満の場合は1,000円単位)とする。

工事価格の単位調整は、一般管理費等で行うものとし、「本編第2章第1. 一般管理費等」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の単位未満の金額を除いた額を計上する。

## 6. 注 意 事 項

(1) 歩掛の中で率計上となっている諸雑費について

「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 I-2-①直接工事費5 注意事項」によるものとする。

## 2. 間接工事費

### 1. 総 則

「平成28年度水道事業実務必携 第一編 1-2-2-1 総則」によるものとする。

### 2. 共通仮設費

#### (1) 工種区分

共通仮設費は、表2-1に掲げる区分ごとに算定するものとする。

ア. 工種区分は、工事名にとらわれることなく、工種内容によって適切に設定するものとする。

イ. 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。

ウ. 変更設計時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

#### (2) 算定方法

共通仮設費の算定は、別表第1の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。

##### ア. 率計算による部分

下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。

対象額（P）＝直接工事費＋（支給品費＋無償貸付機械等評価額）＋事業損失防止施設費＋準備費に含まれる処分費

(ア) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。

##### a. 原則として管材費のうち1/2の金額

(注) 管材費とは、管、弁類、弁室材料、仮管材料、給水材料、及び、シート・テープ類の費用とする。なお、舗装復旧工事に使用する弁室材料の費用についても管材費として取り扱う。

##### b. 簡易組立式橋梁、PC桁、グレーチング床版、門扉、ポンプ購入費

##### c. 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価

##### d. 大型標識柱〔オーバーハング柱、オーバーヘッド柱〕の材料費（制作費を含む。）

##### e. 管理費、諸経費含有工種の合計額

##### f. 別途製作工事等で製作し、架設、据付工事等を分離発注する場合の当該製作費

##### イ. 積上げ計算による部分

現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積み上げるものとする。

##### ウ. 条件明示

安全対策上、重要な仮設物等については設計図書に明示し、極力指定仮設とするものとする。

エ. 適用除外

この算定基準によることが困難又は不適當であると認められるものについては、適用除外とすることができる。

オ. 間接工事費等の項目別対象表

「平成28年度水道事業実務必携 第一編 1-2-2-2 共通仮設費(2)」によるものとする。

表2-1 工種区分

表2-1-1 水道施設整備に関する工事

「平成28年度水道事業実務必携 第一編 1-2-2-2 共通仮設費 表-1 工種区分」によるものとする。

表2-1-2 水道施設整備以外の工事

「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 I-2-②間接工事費 2. 共通仮設費 表-1」によるものとする。

表2-1-3 水道局工種区分

工種区分	工事内訳	摘要
一般水道工事 《開削工事及び 小口径推進工事》	〔一般配水管工事〕 配水管布設工事 内管挿入工事 ホースライニング工事 ライニング工事 〔給水装置工事〕 接合替工事 給水装置整備工事 〔維持工事〕 漏水修繕工事 一般維持工事	
構造物工事 《構造物工事(浄水場等)》	浄水場内工事	浄・配水場構内に関する工事
舗装工事(I) 〔舗装工事〕	市内一円舗装道路復旧工事	舗装道路の復旧に関する工事
舗装工事(II) 〔道路維持工事〕	道路掘削跡小面積復旧工事	小規模の舗装道路の復旧に関する工事
隧道工事 《シールド工事 及び推進工事》	シールド工事 推進工事	シールド又は推進工法による工事
水管橋工事(I) 〔河川・道路構造物工事〕	水管橋下部工事	水管橋の下部に関する工事
水管橋工事(II) 〔鋼橋架設工事〕	水管橋上部工事	水管橋の上部工及び橋梁添架管に関する工事
水管橋工事(III) 〔橋梁保全工事〕	水管橋修繕工事	
植栽等工事 〔公園工事〕	水道施設景観整備等工事	植栽・フェンス等に関する工事

(注) 工種区分での《 》内は「水道事業実務必携」、〔 〕内は「国土交通省土木工事標準積算基準書」による適用工種区分である。

(3) 共通仮設費の率分

ア. 共通仮設費の率分の積算

共通仮設費の率分の算定は、別表第1（第1表～第6表）の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。

イ. 共通仮設費率の補正

共通仮設費率の補正については、「(ア)大都市を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」又は、「(イ)施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」により補正を行うものとする。

ただし、(ア)及び(イ)の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、補正係数の大きい方を適用するものとする。

(ア) 大都市を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

- a. 大都市を考慮した共通仮設費率の補正は、以下の施工地域区分及び工種区分の場合において別表第1（第2表、第4表）の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の施工地域区分及び工種区分の場合以外には適用しない。

施工地域区分	工種区分	補正係数
大都市(1)	舗装工事	2.0
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	
大都市(2)	鋼橋架設工事	1.5
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

(注) 大都市(1), (2)の補正を適用できる施工地域の区分は、「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 I-2-②間接工事費 2 共通仮設費 2-1 (2) 共通仮設費率の補正」によるものとする。

b. 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い

工事場所において施工地域区分が2つ以上となり、そのうち大都市(1)及び大都市(2)を含む場合は、大都市(1)を考慮した共通仮設費率の補正を行うものとする。

c. 共通仮設費(率分)の計算

共通仮設費(率分) = 対象額 (P) × 共通仮設費率 (K<sub>r</sub>) × 大都市を考慮した補正係数

ただし、共通仮設費率は別表第1（第2表、第4表）による。

(イ) 施工地域・工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

- a. 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は別表第1（第1表～第6表）の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。

施工地域・工事場所区分	補正値 (%)
市街地	2.0

(注) 施工地域の区分は、「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 I-2-②間接工事費 2 共通仮設費 2-1 (2) 共通仮設費率の補正」によるものとする。

- b. 以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は別表第1（第2表～第4表）の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事	1.3
	橋梁保全工事	
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

- (注) 1. 大阪市域、守口市域、楠葉取水場は人口集中地区に該当しており、市街地補正の対象とする。  
 2. 豊野浄水場等は人口集中地区に該当していないが、工事に必要な資機材の搬入等には人口集中地区を通過することが必須条件となるため、人口集中地区に準ずる地区に該当するとし、市街地補正の対象とする。  
 3. 人口集中地区の有無は、総務省統計局の統計資料による。  
 4. 土木工事の間接経費に準じ積算する業務委託（除草作業、沈砂池乾燥土砂搬出業務等）も対象とする。

c. 共通仮設費（率分）の計算

$$\text{共通仮設費（率分）} = \text{対象額（P）} \times (\text{共通仮設費率（K}_r\text{）} + \text{施工地域・工事場所を考慮した補正値})$$

$$\text{共通仮設費（率分）} = \text{対象額（P）} \times (\text{共通仮設費率（K}_r\text{）} \times \text{施工地域・工事場所を考慮した補正係数})$$

ただし、共通仮設費率は別表第1（第1表～第6表）による。

※ a 及び b の補正のどちらでも適用できる場合、当該工事の補正については、b の補正を適用するものとする。

(ウ) その他

設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

別表第1

共通仮設費率

第1表

「平成28年度水道事業実務必携 第一編 1-2-2-2 共通仮設費 別表-1 共通仮設費率標準値」によるものとする。

第2表

「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 I-2-②間接工事費2. 共通仮設費2-1 別表第1 第1表」によるものとする。

第3表

「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 I-2-②間接工事費2. 共通仮設費2-1 別表第1 第2表」によるものとする。

第4表

「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 I-2-②間接工事費2. 共通仮設費2-1 別表第1 第3表」によるものとする。

第5表

「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 I-2-②間接工事費2. 共通仮設費2-1 別表第1 第4表」によるものとする。

第6表

「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 I-2-②間接工事費2. 共通仮設費2-1 別表第1 第5表」によるものとする。

ウ. 算定式

$$K_r = A \cdot P^b$$

ただし  $K_r$  : 共通仮設費率 (%)

$P$  : 対象額 (円)

$A \cdot b$  : 変数値

(注)  $K_r$  の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(4) 運 搬 費

「平成28年度水道事業実務必携 第一編 1-2-2-2 共通仮設費(4)-1 運搬費」によるものとする。

ア. 支給材料運搬費

(ア) 積算方法

建設機械（貨物自動車による）の運搬費と同様とする。ただし、特大割増は管類等の運搬につき5割増とする。

a. 使用車種及歩掛表

車 種	と び 工	普通作業員	積 卸 機 械	適 用 物 品
4 t		(3人) $\frac{1}{7} \times 0.23 \times 3$ =0.10人/t	トラッククレーン 4.8~4.9 t 吊 $\frac{2 \times 10}{60} \times \frac{1}{0.3 \times 4.85}$ =0.229h/t	管属具類、各種鉄蓋 弁室ブロック等の運搬
8 t	(1人) $\frac{1}{7} \times 0.167 \times 1$ =0.02人/t	(4人) $\frac{1}{7} \times 0.167 \times 4$ =0.10人/t	トラッククレーン 7.0 t 吊 $\frac{2 \times 15}{60} \times \frac{1}{0.3 \times 10}$ =0.167h/t	管類（直管、異形管） 等の運搬

(注) 1. 積載率を80%とする。

2. トラッククレーンの回送費は計上しないものとする。

b. 運搬距離

運搬距離は、10kmまで、20kmまで、30kmまでの内から適正なものを選定する。

(5) 準 備 費

ア. 準備費の積算

準備費として積算する内容は次のとおりとする。

(ア) 準備及び後片付けに要する費用

- a. 着手時の準備費用
- b. 施工期間中における準備、後片付け費用
- c. 完成時の後片付け費用

(イ) 調査・測量、丁張等に要する費用

- a. 工事着手前の基準測量等の費用
- b. 縦、横断面図の照査等の費用

- c. 用地幅杭等の仮移設等の費用
- d. 丁張の設置等の費用
- (ウ) 準備として行うブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用（伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。）
- (エ) 試験掘等による地下埋設物調査に要する費用
- (オ) (ア)から(エ)に掲げるもののほか、伐開、除根、除草等に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する運搬及び処分に要する費用、及び当該建設副産物等の処理費用等、工事の施工上必要な準備に要する費用。
- (カ) 準備作業に伴い発生する交通誘導員の費用については、安全費に積上げ計上する。ただし、「本編第1章第2. 工事費の積算 2. 間接工費費」に基づき、「国土交通省土木工事標準積算基準書」の工種区分を適用する工事にあつては、準備に伴い発生する交通誘導員の費用を、直接工事費に積上げ計上する。

#### イ. 積算方法

準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記アの(ア)、(イ)、(ウ)とし、積上げ計上する項目は前記アの(エ)、(オ)、(カ)に要する費用とし、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

#### ウ. 試験掘工の積算

##### (ア) 試験掘箇所の積算

- a. 1街区または50mに1箇所計上すること。
- b. 既設管との連絡箇所に計上すること。
- c. 交差点部は2箇所以上計上すること。
- d. その他、埋設物等の確認が必要な箇所について計上すること。
- e. 地下埋設物の有無、及びその位置が明確な場合は、試験掘箇所を減じることができる。

##### (イ) 試験掘工の積算

- a. 人力掘削を標準とする。
- b. 試験掘標準寸法は、掘削幅「0.8 m」、掘削延長「本体掘削幅+1 m」、掘削深さ「調査対象埋設物等によって決定」として直堀とする。  
ただし、本体工事で土留工に圧入工法等を使用する場合、掘削延長は「本体掘削幅+2 m」を標準とする。
- c. 掘削深さが1.5mを超える場合は土留工を施すものとする。ただし、最大掘削深さは3.0mとする。
- d. 試験掘跡の復旧は一次本復旧仕上げとする。

(ウ) 単価表

工 種	種別・形状	単位	数 量	備 考
舗 装 切 断 工	t =	m		
舗装取壊掘削積込工		m <sup>2</sup>		(人力)
掘 削 工		m <sup>3</sup>		(人力)
残 土 処 分 工	2 t 車	〃		(人力)
舗装残滓等処分工	2 t 車	〃		(人力)
埋 戻 工	改良土 バックホウ山積0.13m <sup>3</sup>	〃		
矢 板 工	バックホウ山積0.13m <sup>3</sup>	m		
一 次 本 復 旧 工		m <sup>2</sup>		
計				

(6) 事業損失防止施設費

「平成28年度水道事業実務必携 第一編 1-2-2-2 共通仮設費(4)-3 事業損失防止施設費」によるものとする。

ア. 家屋調査工

「国土交通省近畿地方整備局用地調査等業務費積算基準(H28. 3.25一部改正)」によるものとする。

イ. 薬液注入観測井戸設置工及び水質調査費

(ア) 薬液注入観測井戸設置工

「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 IV-4-④観測井戸設置工」によるものとする。

(イ) 水質調査工

a. 水質調査費

工 種		検 査 項 目	摘 要
水 ガ ラ ス 系	無 機	水素イオン濃度 (PH)	公的機関に委託計上する。 (検査費(円/回)は、物価本の 掲載価格による)
	有 機	水素イオン濃度 (PH) 過マンガン酸カリウム消費量	
採 水 回 数		工事前：1回 工事中：毎日1回以上 工事後：2週間を経過するまで週1回以上、2週間経過後半年を 経過するまで月2回以上	

(注) 「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」による。

(7) 安全費

ア. 安全費の積算

安全費として積算する内容は次のとおりとする。

- (ア) 交通管理に要する費用
- (イ) 安全施設等に要する費用
- (ウ) 安全管理等に要する費用
- (エ) (ア)～(ウ)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用

イ. 積算方法、交通誘導員の積算

「平成28年度水道事業実務必携 第一編 1-2-2-2 共通仮設費(4)-4 安全費」によるものとする。ただし、「本編第1章第2. 工事費の積算 2. 間接工費費」に基づき、「国土交通省土木工事標準積算基準書」の工種区分を適用する工事にあつては、交通誘導員の費用を、直接工事費に積上げ計上する。

なお、本項目については時間的制約を受ける場合の補正は適用しない。

表 2-7 交通誘導員の計上区分

区分	現場条件	計 算 式	
		交通誘導員A	交通誘導員B
1	昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 8時間 (交替要員無し)	$A \times \text{必要日数} \times N$	$A \times \text{必要日数} \times N$
2	昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 9時間 (交替要員有り)	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$
3	夜間勤務 (20:00~5:00) 実働 8時間 (交替要員無し)	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$
4	夜間勤務 (20:00~5:00) 実働 9時間 (交替要員有り)	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$
5	24時間勤務 実働 22時間 (交替要員無し)	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$
6	24時間勤務 実働 24時間 (交替要員有り)	$3.4A \times \text{必要日数} \times N$	$3.5A \times \text{必要日数} \times N$

(注) 1. 交通誘導員A：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員

交通誘導員B：警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事するもの

- 2. A：交通誘導員単価 N：配置人員
- 3. 日曜、祝祭日等の休日割増は適用しない。
- 4. 区分5. 6は2交替制勤務とする。
- 5. 交替要員有りは、休憩、休息時間についても交通整理を行う場合に適用する。

6. 作業時間帯が異なる場合は、別途積算するものとする。
7. 交通誘導員の必要日数は、基準工期日とする。(準備、跡片付期日、工事中止、年末年始並びに工場製作を伴う工事にあつては、製作日数等を除いた日数)
8. 現道部における工事については、交替要員有りを適用する。ただし、仮囲い等により施工する場合を除く。
9. 浄水場等構内工事においては、交替要員無しを適用する。
10. 交通誘導員A及びBの計上区分は下記による。

交通誘導員A：高速自動車国道と自動車専用道路ならびに都道府県の公安委員会が必要と認める道路（交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1人以上）

交通誘導員B：交通誘導員A以外の交通の誘導必要な道路

### 大阪府公安委員会告示第123号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により、大阪府公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に定める区間において行うものと定め、平成28年6月1日から施行する。

なお、交通誘導警備業務における検定合格警備員を配置すべき道路の認定（平成19年大阪府公安委員会告示第109号）は、平成28年5月31日限り廃止する。

平成27年11月2日

大阪府公安委員会

委員長 森下 俊三

路 線		区 間
1	国道1号	大阪府の区域内
2	国道2号	大阪府の区域内
3	国道25号	大阪府の区域内
4	国道26号	大阪府の区域内
5	国道43号	大阪府の区域内
6	国道163号	大阪府の区域内
7	国道168号	大阪府の区域内
8	国道170号	全域
9	国道171号	大阪府の区域内
10	国道172号	全域
11	国道176号	大阪府の区域内
12	国道307号	大阪府の区域内
13	国道308号	大阪市中央区南船場三丁目12番先から東大阪市東豊浦町4番6号先まで
14	国道309号	大阪府の区域内
15	国道371号	大阪府の区域内

	路 線	区 間
16	国道 423 号	大阪府の区域内
17	国道 479 号	全域
18	主要地方道大阪中央環状線	全域
19	主要地方道大阪和泉泉南線	全域
20	主要地方道大阪高槻京都線	大阪府の区域内
21	主要地方道大阪生駒線	大阪府の区域内
22	主要地方道大阪池田線	全域
23	主要地方道大阪高石線	全域
24	主要地方道大阪臨海線	全域
25	主要地方道八尾枚方線	全域
26	主要地方道京都守口線	大阪府の区域内
27	主要地方道大阪伊丹線	大阪府の区域内
28	主要地方道大阪高槻線	全域
29	主要地方道泉大津美原線	全域
30	主要地方道堺狭山線	全域
31	主要地方道大阪東大阪線	全域
32	主要地方道堺かつらぎ線	大阪府の区域内
33	主要地方道堺羽曳野線	全域
34	主要地方道泉佐野打田線	大阪府の区域内
35	主要地方道岸和田牛滝山貝塚線	岸和田市磯上町三丁目 25 番先から同市大沢町 1233 番先まで 岸和田市塔原町 87 番先から貝塚市脇浜三丁目 25 番 82 号先まで
36	主要地方道大阪港八尾線	全域
37	主要地方道富田林泉大津線	全域
38	主要地方道大阪環状線	全域
39	主要地方道福島桜島線	全域
40	主要地方道難波境川線	全域
41	主要地方道築港深江線	全域
42	主要地方道南北線	全域
43	主要地方道中津太子橋線	全域
44	主要地方道上新庄生野線	全域
45	府道恵美須南森町線	全域
46	府道大阪八尾線	全域
47	府道和田福泉線	全域
48	市道大阪瓢箪山線	全域

#### ウ. 積上げ安全費の設計変更

当初設計時点において、第三者協議等条件が把握し難い場合又は施工途中において条件変更等が予測される工事にあつては、あらかじめ特記仕様書等に条件を明示することにより工事实態状況に応じて設計変更ができるものとする。

(8) 役 務 費

ア. 役務費の積算

役務費として積算する内容は次のとおりとする。

- (ア) 土地の借上げ等に要する費用
- (イ) 電力、用水等の基本料
- (ウ) 電力設備用工事負担金
- (エ) コンクリート夜間割増に要する費用

イ. 積算方法

役務費の積算は、現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積上げるものとする。

(ア) 借 地 料

- a. 土地の借上げを必要とする場合に計上するものとし、借地単価は次式により算定する。

(a) 宅地・宅地見込地及び農地  $A = B \times 0.06 \div 12$

(b) 林地及びその他の土地  $A = B \times 0.05 \div 12$

A : 借地単価 (円/m<sup>2</sup>/月)      B : 土地価格 (円/m<sup>2</sup>)

- b. 掘削土砂の有効利用を行うもののうち、仮置方法による場合に借地を必要とするときは、別途積算するものとする。

- (a) 土地価格は、原則として当該施工場所付近の大阪市地価公示価格（国土交通省地価公示・都道府県地価調査）とする。

(b) 標準借地面積

工 事 区 分		借 地 面 積
給水装置工事、小規模工事等	350mm以下	30m <sup>2</sup>
一 般 配 水 管 工 事	350mm以下	40 "
"	400～700mm	50 "
"	800～2200mm	70 "

(c) 代 価 表

借 地 費

(1カ月当り)

工 事 区 分	内 訳	単 位	単 価	数 量	金 額
給水装置工事 小規模工事		m <sup>2</sup>		30	
一般配水管工事 350mm以下		"		40	
一般配水管工事 400～700mm		m <sup>2</sup>		50	

工 事 区 分	内 訳	単 位	単 価	数 量	金 額
一般配水管工事 800～2200mm		〃		70	

(イ) 電力基本料金

料金は、負荷設備、使用条件に応じて異なるため、個々の電力会社の「電気供給規程」により積算する。

(ウ) 電力設備用工事負担金

電力設備用工事負担金とは、臨時電力（1年未満の契約期間の場合に適用）の臨時工事費及び高圧電力甲等（1年以上の契約期間で1年間までは負荷を増減しない場合に適用）の、工事費負担金を総称するものである。

工事費負担金は、使用する設備容量、電気供給契約種別、電力会社が施設する配電線路の延長等によって異なるので設備容量、使用期間、使用場所等を定めて負担金を計上する。

(9) 技術管理費

ア. 技術管理費の積算

技術管理費として積算する内容は次のとおりとする。

- (ア) 品質管理のための試験等に要する費用
- (イ) 出来形管理のための測量等に要する費用
- (ウ) 工程管理のための資料の作成等に要する費用
- (エ) (ア)～(ウ)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用

イ. 積算方法

技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記ア. の(ア)、(イ)、(ウ)のうち下記項目とする。

- (ア) 品質管理基準に記載されている試験項目に要する費用
- (イ) 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用
- (ウ) 工程管理のための資料の作成等に要する費用
- (エ) 完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等（道路工事完成図等作成要領に基づく電子納品を除く）に要する費用
- (オ) 建設材料の品質記録保存に要する費用
- (カ) コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用
- (キ) コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査

に要する費用

- (ク) PC上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用
- (ケ) 塗装膜厚施工管理に要する費用
- (コ) 溶接試験における放射線透過試験に要する費用
- (サ) 施工管理で使用するOA機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）
- (シ) 品質証明に係る費用（品質証明費）

ウ. 上記以外で積上げする項目は、次の各項に要する費用とする。

- (ア) 特殊な品質管理に要する費用
  - ・管接合部のX線検査、水圧試験、超音波試験等
  - ・通水試験
  - ・土質等試験：FK法試験、品質管理基準に記載されている項目以外の試験
  - ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験
- (イ) 現場条件等により積上げを要する費用
  - ・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用
  - ・試験盛土等の工事に要する費用
  - ・施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器（鉄筋探査等）を用いた調査に要する費用
- (ウ) 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用
  - ・調査に要する費用とし、その費用については、間接工事費、一般管理費等の対象とする。
- (エ) 六価クロム溶出試験費  
「セメント及びセメント系固化剤を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領」に基づく試験費用
- (オ) 土質検定試験費  
南港中継基地へ建設発生土を搬出する場合で、次の条件に該当する時に行う試験費
  - (1) 建設発生土の搬出量が2500m<sup>3</sup>以上の場合
  - (2) 工場、河川、廃棄物処理施設等の履歴がある場合
- (カ) その他、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

エ. 水圧テスト工

水圧テスト標準歩掛表

(継手1箇所当り)

呼び径 (mm)	労 務 費		試験機損料	諸 雑 費
	配 管 工 (人)	普通作業員 (人)		
800	0.12	0.48	1.0	労務費の5%
900	0.13	0.54		
1,000	0.14	0.59		
1,100	0.14	0.63		
1,200	0.15	0.68		
1,350	0.16	0.77		
1,500	0.18	0.81		
1,650	0.20	0.90		
1,800	0.21	0.99		
2,000	0.23	1.08		
2,200	0.24	1.17		

- (注) 1. φ800mm以上のダクタイル鋳鉄管の継手部に使用すること。  
2. 試験機損料は見積りによる。

オ. X線検査及び超音波探傷検査

鋼管の場合のX線検査及び超音波探傷検査は、「平成28年度水道事業実務必携 第一編 2-4-9 X線検査歩掛表及び2-4-10超音波検査歩掛表」によるものとする。

カ. FK法試験の積算

(ア) 試験箇所

- a. 概ね50mに1箇所計上すること。  
b. 原則として、試験掘を行う箇所から選定すること。

(イ) 単 価 表

FK法試験費1箇所当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普通作業員		人	0.13	
測定器損料		回	1	
諸 雑 費		式	1	労務費、測定器損料の1%
計				

- (注) 1. 測定器の償却回数は200回とする。  
2. 諸雑費は、水道水、ホース又はポリタンク等に要する費用であり、労務費と測定器損料の合計額に1%を乗じた額を上限として計上する。  
3. 時間的制約を受ける場合の補正は適用しない。

(10) 営繕費

「平成28年度水道事業実務必携 第一編 1-2-2-2 共通仮設費 (4) - 7 営繕費」によるものとする。

(11) イメージアップ経費

「平成28年度水道事業実務必携 第一編 1-2-6 イメージアップ経費」によるものとする。

### 3. 現場管理費

(1) 現場管理費の項目及び内容

「平成28年度水道事業実務必携 第一編 1-2-2-3 現場管理費 (1) 現場管理費の項目及び内容」によるものとする。

(2) 現場管理費の算定

ア. 現場管理費は別表第1 (第1表~第6表) の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。

イ. 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとらわれることなく工種を選定するものとする。

ウ. 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

(3) 現場管理費率の補正

現場管理費率の補正については、「ア. 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」及び「イ. 大都市を考慮した現場管理費率の補正」、又は「ア. 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」及び「ウ. 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正」により補正を行うものとする。

ただし、(3)イ及び(3)ウの補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、(3)イの補正を適用するものとする。

ア. 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正

施工時期、工事期間等を考慮して、別表第1の工種別現場管理費率標準値を2%の範囲内で適切に加算することが出来る。ただし、重複する場合は、最高2%とする。

(ア) 緊急工事の場合

緊急工事は2.0%補正する。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。

イ. 大都市を考慮した現場管理費率の補正

- (ア) 大都市を考慮した現場管理費率の補正は、以下の施工地域区分及び工種区分の場合において別表第1（第2表、第4表）の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の施工地域区分及び工種区分以外の場合には適用しない。

施工地域区分	工種区分	補正係数
大都市 (1), (2)	鋼橋架設工事	1.2
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

(注) 大都市補正(1), (2)の補正を適用できる施工地域の区分は、「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 I-2-②間接工事費3. 現場管理費(3)現場管理費率の補正」によるものとする。

ウ. 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正

- (ア) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は別表第1（第1表～第5表）の現場管理費率標準値に下表の補正值を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。

施工地域・工事箇所区分	補正值(%)
市街地	1.5

(注) 1. 市街地：「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 I-2-②間接工事費3現場管理費(3)現場管理費率の補正」によるものとする。

2. DID地区の補正值適用の有無については、共通仮設費の表2-2施工地域・工事場所を考慮した補正值適用の有無によること。

- (イ) 以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における現場管理費率の補正は別表第1の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事	1.1
	橋梁保全工事	
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

※(ア)及び(イ)の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、(イ)の補正を適用するものとする。

## エ. その他

設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

### (4) 管材費の取扱い

管材費の原則1/2の金額は、積算の対象とする純工事費には含めない。

(注) 管材費とは管、弁類、弁室材料、仮管材料、給水材料、及び、シート・テープ類の費用をいう。なお、舗装復旧時に使用する弁室材料の費用についても管材費として取扱う。

なお、支給材料費は、全額、積算の対象とする純工事費には含めない。

### (5) 支給品の取扱い

資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。

### (6) 「処分費等」の取扱い

「平成28年度（4月改正）国土交通省土木工事標準積算基準書 I-2-②間接工事費2. 共通仮設費（2）算定方法」によるものとする。

### (7) 現場管理費の計算

#### ア. 施工時期、工事期間、大都市を考慮した計算

現場管理費＝対象純工事費×{(現場管理費率標準値×補正係数)+補正值}

対象純工事費：純工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額

ただし、現場管理費率標準値は、別表第1（第2表、第4表）による。

補正係数は、(3)イ. 大都市を考慮した現場管理費率の補正による。

補正值は、(3)ア. 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。

#### イ. 施工時期、工事期間、施工地域、工事場所を考慮した計算

現場管理費＝対象純工事費×(現場管理費率標準値+補正值)

対象純工事費：純工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額

ただし、現場管理費率標準値は、別表第1（第1表～第6表）による。

補正值は、(3)ア. 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正及び(3)ウ.

施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。

## 別表第1

### 現場管理費率標準値

#### 第1表

「平成28年度水道事業実務必携 第一編1-2-2-3現場管理費(8)別表-2」によるものとする。

#### 第2表

「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 I-2-②3. 現場管理費 別表第1 第1表」によるものとする。

#### 第3表

「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 I-2-②3. 現場管理費 別表第1 第2表」によるものとする。

#### 第4表

「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 I-2-②3. 現場管理費 別表第1 第3表」によるものとする。

#### 第5表

「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 I-2-②3. 現場管理費 別表第1 第4表」によるものとする。

#### 第6表

「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 I-2-②. 3現場管理費 別表第1 第5表」によるものとする。

## (8) 算定式

$$J_o = A \cdot N_p^b \quad \text{ただし、} J_o : \text{現場管理費率} (\%)$$

$$N_p : \text{対象純工事費} (\text{円})$$

$$A, b : \text{変数値}$$

(注)  $J_o$  の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

## 第3. 労務単価と割増

### 1. 労務単価

- (1) 請負工事の労務単価及び割増対象賃金比は、「公共工事設計労務単価（農林水産省・国土交通省）」等による。
- (2) 「公共工事設計労務単価」は、三省間（農林水産省、旧運輸省、旧建設省）で締結した「公共工事の設計等に必要なる労務単価の決定方法についての関係省覚書」（昭和45年8月12日付）に基づいて決定したものである。
- (3) 業務委託の技術者単価及び割増対象賃金比は、「設計業務委託等技術者単価（国土交通省）」等による。

### 2. 労務単価の割増

労務単価は、所定労働時間内8時間当りの基本給相当額及び基準内手当（当該職種の通常の作業内容及び作業条件に対する手当）、所定労働日数1日当りの臨時の給与及び実物支給により構成されている。

時間外、休日又は深夜の割増賃金を積算する場合は、労務単価に割増対象賃金比（労務単価に占める〔基本給相当額＋割増の対象となる手当〕（割増賃金の基礎となる賃金）の割合）を乗じ、算出する。（賞与等は割増賃金の対象とはならない。）

$$\text{割増賃金（1時間当り）} = \frac{\text{労務単価} \times \text{割増対象賃金比}}{8} \times \frac{125(\text{又は}150)}{100}$$

### 3. 夜間工事の労務単価

「平成28年度（4月改正）国土交通省土木工事標準積算基準書 I-2-①2 労務費（3）」によるものとする。

なお、割増後の労務単価は整数1位を四捨五入し、10円単位とする。

### 4. 時間的制約を受ける場合の設計労務単価の割増について

「平成28年度（4月改正）国土交通省土木工事標準積算基準書 I-8-①時間的制約を受ける公共土木工事の積算について」によるものとする。但し、作業時間の算出において、作業時間が8時間未満となる場合については、休憩時間帯を45分間として再計算を行うものとし、その結果、作業時間が8時間を超える場合は、作業時間を8時間とする。

## 第4. 資材単価

積算に使用する資材単価は、次のとおりとする。

### 1. 資材の単価設定

(1) 資材単価は、「建設物価」（建設物価調査会）と「積算資料」（経済調査会）を比較して、安価側の価格を採用し、どちらか一方にしか記載されていない場合は、その価格とする。単価適用について、前期は3月号、後期は10月号の価格を使用する。

なお、重量当たりの単価が記載されている場合は、当該単価に重量を乗じた額の有効数字3桁を取り、以下切捨てとする。

(2) 上記資料に記載のないものは、本市建設局調査の「公共事業建設資材価格調査報告書」又は当局調査の「管路資材等価格調査報告書」に記載された価格を採用する。

(3) 上記(1)、(2)に該当しない資材価格は、見積りによること。原則として、見積りは3社以上から取ることとし、その価格を検討した上で、最低価格を採用すること。

(4) 資材単価は、消費税相当額を含まない単価とする。

(5) 市場単価は、「土木コスト情報」（建設物価調査会）と「土木施工単価」（経済調査会）を比較し、安価側の価格を採用する。

### 2. その他

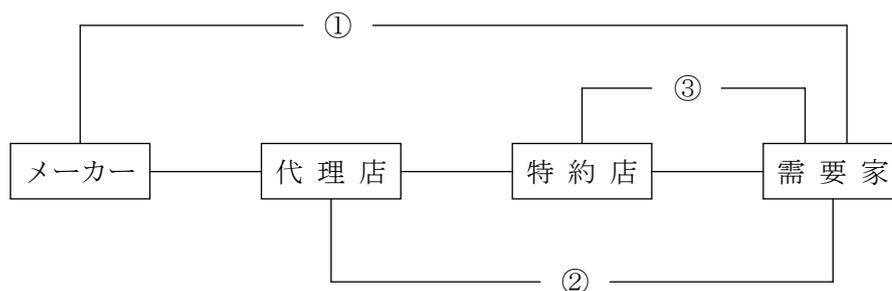
(1) 生コンクリート、鋼材、コンクリート製品、木材、セメント、骨材、アスファルト合材について価格が5%以上増減した場合、又その他の資材で価格が10%以上増減した場合は、積算単価改定の検討を行うものとする。なお、損料で計上されている資材は対象としない。

(2) 公表価格に掛率表示があるものについては、掛率を採用し、単価は物価資料等表示単位とする。なお、掛率表示のないものについては、1.(2)(3)によるものとする。

(3) 資材単価の調査段階は、次のとおりとする。

ア. 原則として、大阪②の価格（問屋価格）とする。

イ. 各工事の積算にあたって、工事規模があきらかに小さい場合は大阪③の価格でもよいものとする。



## 第5. 機械経費

「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 I-6 建設機械運転労務等」によるものとする。

## 第2章 管理費

### 第1. 一般管理費等

「平成28年度水道事業実務必携 第一編 1-2-4 一般管理費等」によるものとする。

別表-4 一般管理費等率の補正

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

- (注) 1. 別表-3で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
2. 適用区分は「公共工事の前払金に関する規則（最近改正 平成24年3月30日）」による。

別表-5 契約保証に係る一般管理費等率の補正值

保証の方法	補正值 (%)
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合。	0.04
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない

- (注) 1. ケース3の具体例は以下のとおり。
- ① 予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合
  - ② 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる場合
  - ③ 契約保証を必要とするケースと必要としないケースが混在する混合入札の場合、契約保証費は積算では計上しないものとする。
2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。
3. 適用除外（工事）
- ① 工事請負契約金額が、5,000,000円未満の工事。
  - ② 契約工期が60日未満の工事
  - ③ 単価契約工事
4. 適用除外（業務委託）
- ① 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第7号までの規定により随意契約を締結する業務委託
  - ② 契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、予定総額）が5,000,000円未満である業務委託

## 第3章 積算運用基準

### 第1. 設計変更及び随契工事費調整

#### 1. 設計変更

##### (1) 設計変更の範囲

当該工事の設計変更は、原設計の工事目的（工事の内容の同一性）を変更しない限度において行うものとする。

##### (2) 設計変更の適用代価（適用例）

ア. 原設計に対応する工種がなく、工種を新規に追加する場合は、新規工種として、新代価を適用する。

ただし、原設計に計上されている工種・細別（形質寸法）を変更し、新規工種を設定した場合は、類似工種として、原設計時の代価とする。

イ. 新代価は、設計変更発生時点（照会書又は指示書の決裁日）における積算代価とする。

ウ. 工種・細別の変更が伴わない、原契約工種での数量の増減は、原契約の単価とする。

##### (3) 変更工種の単価のとり方（適用例）

ア. 原設計に計上されている工種で、昼・夜間の変更又は、細別（形質寸法）を変更する場合は、類似工種として、原設計時の単価に落札率を乗じた単価とする。

イ. 新規工種を設定した場合は、設計変更発生時の単価に落札率を乗じた単価とする。

#### 2. 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費、及び一般管理費等の調整について

「平成28年度（4月改正）国土交通省土木工事標準積算基準書 I-4-①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について」によるものとする。

ただし、本市他部局の現工事業者と随意契約を行う場合は別途調整するものとする。

#### 3. 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

「平成28年度（4月改正）国土交通省土木工事標準積算基準書 I-4-②旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について」によるものとする。

#### 4. 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算

「平成28年度水道事業実務必携」又は「平成28年度（4月改正）国土交通省土木工事標準積算基準書」によるものとする。

## 第2．設計書の作成について

### 1．数量の単位及び数値

数量の単位及び数値は、工事数量算定基準による。

## 工事数量算定基準

### 1 総則

#### 1．適用範囲

- (1) この工事数量算定基準（以下、「基準」という。）は、大阪市水道局発注の請負工事の内、土木工事（以下、「工事」という。）に適用する。
- (2) 工事の設計数量及び出来高数量は、この基準によって算出、計上するものとする。ただし、この基準にないものは、類似の単位及び数値に準ずるものとする。
- (3) 補助対象事業で、別に定めた基準がある場合は、その基準によるものとする。

### 2 表示単位及び数値

#### 1．単位及び数値

- (1) 形状寸法の単位は、すべて計量法によるものとする。工事目的物の規格等の単位は、国際単位系（S I 単位系）とする。
- (2) 設計数量並びに出来高数量の表示単位・数値のとり方は、表－1のとおりとする。ただし、この数値にみえない場合は、有効数値を下位1桁まで繰り下げることができる。
- (3) 工事目的物以外の任意仮設等においては、表－1の単位・数値のとり方を基本に数量を算出し、内訳明細書において一式計上することができる。ただし、この場合は、計上数量の概要が判断できる参考図面等を添付する。

### 3 数量の計算方法

#### 1．長さの計算

長さの計算は数学公式によるほか、スケールアップによることができる。スケールアップによるときは、2回以上の実測値の平均とする。

#### 2．面積の計算

- (1) 面積の計算は数学公式によるほか、三斜法、またはプラニメータによって算出する。プラニメータ等を使用するときは、3回以上測ったもののうち、正確と思われる3回の平均値とする。

(2) 面積計算で各法長が一定でないときは、両辺長を平均したものにその断面間の距離を乗ずる平均面積法により算出する。

(3) 上記(1)(2)によることを原則とするが、CADソフトによる算出結果について、適宜結果の確認を行った上で適用できるものとする。

### 3. 体積の計算

体積の計算は数学公式によるほか、両断面積の平均数量に距離を乗じる平均断面法より算出する。

### 4. 構造物の計算

構造物の計算に用いる角度は「分」までとし、円周率、法長、乗率、三角関数及び弧度は四捨五入して小数第3位とする。

## 4 工事数量の算定方法

### 1. 算定方法

数量の計算は、算式毎に指定数位に止めることを原則とする。

指定数位

(1) 縦・横・高さ(単位:m) : 小数点以下2位止め(3位四捨五入)

(2) 面積(単位:m<sup>2</sup>) : 小数点以下2位止め(3位四捨五入)

面積=縦(小数点以下2位止め)×横(小数点以下2位止め)

(3) 体積(単位:m<sup>3</sup>) : 小数点以下2位止め(3位四捨五入)

体積=面積(小数点以下2位止め)×高さ(小数点以下2位止め)

(4) 単位質量(単位:t) : 小数点以下3位止め(4位四捨五入)

(単位:k g) : 整数止め(小数点以下1位四捨五入)

(5) 質量(単位:t) : 小数点以下2位止め(3位四捨五入)

(単位:k g) : 整数止め(小数点以下1位四捨五入)

(6) 鉄筋の単位質量(単位:kg/m) : 有効数字3桁

(単位:kg/本) : 小数第2以下止め(3位四捨五入)

鉄筋の質量(単位:k g) : 整数止め(小数点以下1位四捨五入)

(7) 鋼材の長さ(単位:m) : 小数点以下3位止め(4位四捨五入)

質量(単位:k g) : 整数止め(小数点以下1位四捨五入)

### 2. 数量の計上

同一工種の数量については、個々に算出し項目毎に集計するものとする。また、指定数位未満の数量は、有効数位の下位1桁で四捨五入し計上し、四捨五入した数量が0となるものについては、有効数位の下位1桁の最小値を計上する。

### 3. 図上計算等

- (1) 設計数量は、現場調査図面等により、図上計算によって算定することができる。
- (2) 出来高数量は、設計図（工事目的物の形状寸法により、出来高管理目標値が明確なもの）に基づいて計算するのを原則とするが、現場条件等により設計図どおりの施工ができないものについては、実測数値により計算を行うものとする。
- (3) 精密な計算あるいは測定によりがたい場合は、概算式または図上計算等によって算定してよい。ただし、算定方式を添付すること。

### 4. 図面表示及び測定寸法

図面表示及び測定寸法は、原則として表－1の指定数位に止め、数位未満四捨五入とする。また、表示数値の単位を記入する。ただし、構造物等の基準高及び構造寸法および地盤高等は、設計図どおりとする。

### 5. 控除

各項目別数量の中に占める他の物件または施設物の面積、体積の控除は原則として表－2に掲げるとおりとする。

## 5 小規模工事の場合の特例

小規模工事（延長 50m未満）における本基準の取扱いにあたっては、表－1に定めた数位を1位繰り下げて運用することができる。

表-1 数値基準

工種	種別	数量表示単位	備考
土工	舗装版切断	10 m	但し100m未満は1m
	舗装版とりこわし	10 m <sup>2</sup>	但し1000m <sup>2</sup> 未満は1m <sup>2</sup>
	掘削工、埋戻工、残土処分工	100 m <sup>3</sup>	但し1000m <sup>3</sup> 未満は10m <sup>3</sup> 100m <sup>3</sup> 未満は1m <sup>3</sup>
	舗装残滓処分工	1 m <sup>3</sup>	
	構造物とりこわし	1 m <sup>3</sup>	
管工	布設延長	0.1 m	
	撤去延長	1 m	但し10m未満は、0.1m
舗装工	舗装復旧工、路盤工	10 m <sup>2</sup>	但し1000m <sup>2</sup> 未満は1m <sup>2</sup>
	区画線	1 m	
仮設工	足場工	10 掛m <sup>2</sup>	但し100掛m <sup>2</sup> 未満は1掛m <sup>2</sup>
	支保工	10 空m <sup>2</sup>	但し100空m <sup>2</sup> 未満は1空m <sup>2</sup>
	土留工の仮設材設置		
	矢板等	0.1 t	
	覆工板	1 m <sup>2</sup>	
	横矢板	1 m <sup>2</sup>	
土留工、基礎工	杭打工		
	矢板等(材料・打込長)	0.5 m(1本)	但し打込長は0.1m
	鋼杭	0.5 m(1本)	但し打込長は0.1m
	PC・RC・PHC杭	1 m(1本)	但し打込長は0.1m
	場所打杭	0.1 m(1本)	
構築工	コンクリート(モルタル含む)	1 m <sup>3</sup>	但し10m <sup>3</sup> 未満は0.1m <sup>3</sup>
	型枠	1 m <sup>2</sup>	
	鉄筋工・鋼材	0.1 t	但し1t未満は0.01t
	基礎砕石工	1 m <sup>2</sup>	
付帯工	不用撤去品等処分工	0.1 t	但し1t未満は0.01t

(注) 積算表示値未満は四捨五入とする。

「水道事業実務必携」準拠

表-2 控除一覧表

項 目	控除するもの	控除しないもの
土量	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 制水弁室、人孔、管保護、構造物等 1.0m<sup>3</sup>/箇所以上のもの。</li> <li>② 水道管体積(外径による体積)</li> <li>③ 並行または交差する既設埋設物で総 体積が1.0m<sup>3</sup>以上のもの。</li> <li>④ 既設舗装版、一次本復旧工等の工種 に含まれる総体積が1.0m<sup>3</sup>以上のもの 。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 制水弁室等、消火栓、止水栓、電柱、 人孔、標識の基礎杭、管保護、構造物 等で体積が1.0m<sup>3</sup>/箇所未満のもの。</li> <li>② 交差する既設埋設物の体積で総体積 1.0m<sup>3</sup>/箇所未満のもの。</li> </ul>
舗装復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 面積1.0m<sup>2</sup>/箇所以上のもの。 (φ115cm以上)</li> <li>② 街渠コンクリート施工時の街渠柵。 (ただし、「控除しないもの①」は 図面に明記すること。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 制水弁室等、消火栓、止水栓、電柱、 人孔、標識、街渠柵等で面積が 1.0m<sup>2</sup>/箇所未満のもの。</li> <li>② コンクリート舗装の目地。</li> </ul>
コンクリート	<ul style="list-style-type: none"> <li>① φ30cm以上及び25cm角以上の穴抜き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① コンクリート中の鉄筋、鉄骨。</li> <li>② 面取り及び水切部。</li> <li>③ 排水孔、集水柵、ガードレール建込孔 、沓のアンカーボルト孔及び沓座。</li> <li>④ 伸縮目地。</li> <li>⑤ PC定着体及び跡埋部分PCシース。 (トランペットシース、カップリング 部、シース等)</li> </ul>

「土木工事数量算出要領(案)近畿地方整備局監修」準拠

## 2. 金額の端数処理（設計、査定単位及び金額）

### （1）設計金額の端数処理

ア．請負工事明細書（明細書）に1式表示する工種

千円未満を切捨てし「千円単位」とする。1式計上金額が千円未満の場合については、十円未満を切捨てし「十円単位」とする。

ただし、一般管理費等（一般管理費等及び諸経費）の1式計上は除くものとする。

イ．請負工事明細書（明細書）に単価を表示する工種

十円未満を切捨てし「十円単位」とする。

ウ．工事価格（業務価格）の端数処理は以下のとおりとする。

（ア）工事価格（業務価格）が1,000万円未満の場合

千円未満を切捨てし「千円単位」とする。

（イ）工事価格（業務価格）が1,000万円以上の場合

万円未満を切捨てし「万円単位」とする。

※（ ）は業務委託設計書における名称を示す。

### （2）査定金額の端数処理

ア．落札率（K）は次式により算定する。

落札率（K）＝契約金額／設計金額

（注）1．Kの値は、小数点以下第7位を四捨五入して6位止めとする。

2．単価契約については、単価合計からKを算定する。

イ．査定金額の単位は、設計金額の単位と同様とする。ただし、端数処理は全て四捨五入により算出する。

（例）設計金額 1,000万円、契約額 985万円の場合における査定金額の端数処理

「千円単位の場合」 $1,000 \text{円} \times K = 985 \text{円} \rightarrow 1,000 \text{円}$

「十円単位の場合」 $990 \text{円} \times K = 975 \text{円} \rightarrow 980 \text{円}$

ウ．単価契約における査定単価（設計単価×K）は10円単位とし、端数処理は四捨五入とする。また、各査定単価の合計額と契約金額に差異が生じる場合は、査定単価合計額と契約金額が一致するまで、金額の高い単価から順に10円ずつ加算又は減算し調整する。

### （3）契約変更時の端数処理

契約変更時の査定金額の単位及び端数処理は当初契約時と同様とし、変更後設計金額（工事価格又は単価合計）にKを乗じた金額を変更後査定金額とする。

また、単価契約における査定単価調整は、当初契約時と同様の方法で行い、全ての工種を対象とする。